

ある旨」と、「税率ごとに合計した税抜金額または税込金額」、「適用税率ごとの消費税額」を記載する際、軽減税率適用分と標準税率適用分を分けて書くことになるため、手間がかかる。また、「品代」では、「軽減税率対象資産の譲渡である旨」を記載したことにならないであろうから、代金を支払いに来た客に対し、内容を確認する必要も出てくるであろう。

特に領収書の場合、支払いに来た顧客の目の前で手書きで作成することが多いことを考えると、かなりの事務負担である。

3 適格請求書発行事業者の氏名又は名称

請求書等保存方式が採用されている現在においては、「書類の作成者の氏名又は名称」について、正確な記載がされていないというか、通称などが記載されているケースが多い。

例えば、フランチャイズ方式を採用しているコンビニエンスストアの場合、実際に経営しているのは個人事業者：甲であるが、領収書には「〇〇コンビニエンス御殿場店」といった形で、書類の作成者の氏名又は名称を記載しているケースが見受けられる。同様の例は飲食店等においてもみられ、実際の経営は株式会社Aのところ、「レストラン××」が作成した領収書を発行しているケースもよくある話である。

適格請求書等保存方式になった場合、適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号を記載することになるが、それは、適格請求書発行事業者として登録され、インターネットで公開されている正式な事業者名を記載しないと法の要件を満たさないだろうし、受領側が混乱することになるだろう。

だとすると、上述の例においては、「〇〇コンビニエンス御殿場店」ではなく、「(個人事業者) 甲」を記載しなくてはならないだろうし、同様に「レストラン××」ではなく、「株式会社A」と記載しなくてはなくなるだろう。ただし、この場合には、「〇〇コンビニエンス御殿場店 甲」と併記することは可能であると思われる。

この点については、今後通達などが整備されると思われるが、インターネットにおいて登録事業者を公開するという趣旨から考えると、従来のように「〇〇コンビニエンス御殿場店」という記載のみでは不十分であると思われる。

レジシステムなどの変更においては、この点の変更も必要になると思われるので注意が必要である。

4 消費税の計算は適格請求書ごと

消費税の計算において、1円未満の端数をどう扱うかというのは、重要な問題である。例えば、税抜金額10円の商品に軽減税率8%を適用すると、消費税額は0.8円と計算されるが、10.8円という請求はできないため切り捨てられることになる。1円未満の端数とは、このとき切り捨てられる0.8円のことをいう。1回1回の端数は極めて少額であるが、取引数の多い企業においては1円未満の端数であっても、塵も積もって多額になるので、取扱いについて厳密に規定する必要がある。

改正消費税法57条の4第1項5号には、適格請求書の記載事項として「消費税額等」を規定しているが、具体的な計算方法は政令に委任されている。この点、平成28年3月31日に公表された改正消費税法施行令には記述がないため、大綱の記述を引用する（なお、わかりやすいように適宜改行している）。

96頁 (5) 消費税額等

(注1) 上記の「消費税額等」とは、消費税額及び地方消費税額の合計額をい

い、
課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に10/100（軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、8/100）を乗じて計算した金額

又は課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に10/110（軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、8/108）を乗じて計算した金額とする。

(注2) 消費税額等の計算において1円未満の端数が生じた場合には、税率の

異なるごとに当該端数を処理する。

この記述によると、消費税額等の計算は次のように計算する。

- ① 適格請求書ごとに、税率の異なるごとに区分して合計した金額に、税率等を乗じて消費税額を計算する。
- ② そのときに生じた1円未満の端数は、税率の異なるごとに端数処理する。

したがって、1円未満の端数の処理は1行1行で行うのではなく、適格請求書1枚を計算の単位として、税率の異なるごとについて行うことになる。

例を挙げると次のようになる（なお、※印は軽減税率8%適用商品とする）。

【1円未満の端数切捨てについて】

OK な例

品名	税抜価格	
食品A	30	※
食品B	20	※
食品以外C	16	
食品以外D	24	

8%対象 50円※ 消費税 4円

10%対象 40円 消費税 4円

ダメな例

品名	税抜価格		消費税額
食品A	30	※	2
食品B	20	※	1
食品以外C	16		1
食品以外D	24		2

8%対象 50円※ 消費税 3円

10%対象 40円 消費税 3円

OK な例においては、税率ごとの合計額である、8%対象50円及び10%対象40円に税率を乗じて計算しているが、ダメな例では、1行1行において、8%対象30円及び20円、10%対象16円及び24円に税率を乗じて1円未満の端数処理をしている。これにより、OK な例とダメな例とは計算される消費税に差額が発生しているのである。

5 適格簡易請求書

適格請求書発行事業者が小売業その他の政令で定める事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて「適格簡易請求書」を交付することができる（改正消費税法57条の4第2項）。どのような業種において適格簡易請求書を発行することができるかについては後述する。

適格簡易請求書の記載事項を、適格請求書の記載事項と比較すると次の表ようになる。

【適格請求書と適格簡易請求書の記載事項】

	適格 請求書	適格簡易 請求書
(1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	○	○
(2) 課税資産の譲渡等を行った年月日	○	○
(3) 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象課税資産の譲渡等である場合にはその旨）	○	○
(4) 課税資産の譲渡等に係る税抜金額又は税込金額を税率の異なるごとに区分して合計した金額	○	○
(5) 適用税率	○	どちらか一方
(6) 消費税額等	○	
(7) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	○	不要

適格請求書との違いは、「適用税率」「消費税額等」についてどちらか一方の記載で足りる点と、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載がない点である。

次に、適格簡易請求書の例を挙げる。

【適格簡易請求書の例（税込領収書）】

コンビニエンス〇〇 御殿場店	
(1) 有限会社△△△	登録番号XXX-XXX
(2) 平成34年 3月25日	
領収書	
(3) { 食品	¥100 ※
{ 飲料	¥200 ※
{ たばこ	¥400
合計	
	¥700
(4)(5) { 8%対象	¥300
{ 10%対象	¥400
※印は軽減税率対象商品	

(1)について、現在のコンビニエンスストアの領収書は、「コンビニエンス〇〇御殿場店」といった記述が多く、これからは事業者名の記載が必要であろうというのは、前述のとおりである。(4)税率ごとに区分して合計した金額、(5)適用税率は、便宜上1行で示すことが多いであろう。なお、(5)の適用税率と(6)の消費税額等は、適格簡易請求書においてはどちらか一方の記載があればよい。作成者においては、適用税率の方が書きやすいという利点があるが、受領した側では、消費税額を計算して経理しなくてはならないという問題が生ずる。(7)書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称については、適格簡易請求書では記載を省略することができる。

6 1枚にすべて記載されていなくても可

適格請求書、適格簡易請求書においては、1枚の用紙に必要な事項のすべてが記載されていなくても認められる旨が、財務省のホームページで公表されている資料により明らかにされている⁴（なお、番号及び下線は筆者による）。

4 「消費税の軽減税率制度の導入」15頁。財務省ホームページ
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/keigen_00.pdf

5. その他

- ・ 適格請求書等の記載事項について、①税率ごとに請求書等を分けて、交付することも可能（区分記載請求書等保存方式と同じ）
- ・ 例えば、一定期間分の取引について請求書等を作成する場合の請求書と納品書（請求明細書）など、相互の書類の関連が明確であり、受領者側において適格請求書等の交付対象となる取引内容（適格請求書等の記載事項）を正確に認識できる方法で交付されている場合には、②相互の書類全体で記載事項を満たすことも可能（区分請求書等保存方式と同じ）

（注）この場合、③それぞれの書類が、単独で、適格請求書等であると受領者側に誤認されるおそれのある表示がなされないよう、留意する必要

① 税率ごとに請求書等を分けて、交付することも可能

この点は区分記載請求書等においても同様であるが、標準税率対象分と軽減税率対象分の課税売上がある場合において、1枚の請求書等ですべての売上が記載する必要はなく、標準税率対象分で1枚、軽減税率対象分で1枚の請求書等を作成することも認められている。

② 相互の書類全体で記載事項を満たすことも可能

例えば、取引の都度納品書を発行し、月末に1か月分の納品書と合計請求書を発行するという方法があり、実務においてよく見かける方法である。このように、各納品書に取引を行った年月日、品名、適用税率等を詳細に記載し、合計請求書には「別紙明細〇〇枚を参照」と記載することにより、数枚の明細書と合計請求書全体として適格請求書の記載事項を満たすことが可能になるが、このような方法も認められる旨が、ここに明らかにされている。

③ 単独で適格請求書等であると誤認されないよう留意する

適格請求書等保存方式においては、適格請求書等の保存を要件として、記載された消費税額を仕入税額控除の対象とすることができるため、適格請求書等是一種の金券としての役割を担うことになる。

②に述べたように、複数の書類によって適格請求書等の記載事項を満たすことも認められるが、その際に交付された複数の書類が、単独で適格請求書等と誤認されるような表示をしている場合、同一の取引に対し

て、重複して仕入税額控除を受けるおそれが生ずる。そこで、②に述べたような複数の書類によって一の適格請求書を示す場合には、それぞれの書類が、単独で適格請求書等であると誤認されるような表示をしないように求められているのである。